

## 生活保護申請＝自助努力がより大切に

不動産屋の声かけを待っている時代は過ぎ去った→自分自身で行動を

### 夜間宿所の継続利用は一ヶ月を目途に、それ以上は生活保護へ

仕事の回復を待つにしても、居室を確保して…

夜間宿所利用のための列が、毎年の例に従って、伸びているようです。原因としては、日雇い仕事の減少がとりあえず考えられます。

今、後梅雨明けまで、伸び続けるということになりそうですが、夜間宿所で1ヶ月も2ヶ月も仕事が出るのを待つ以外の選択肢はないのでしょうか。

世間では、労働者の雇い方として、日雇い派遣は禁止とやかましく言われていますが、なぜか、建設土木はその論議の外に置かれています。

日雇い派遣の弊害は、工場でも、建設現場でも働いても同じことだと思っております。世間一般で使い捨てが許されないのなら、釜ヶ崎においても許され

ないはずですが、使い捨ての結果が、野宿であり、夜間宿所利用なのですが、日本には、生活保護の制度があります。努力

力しても一定の収入を得られない人は、努力が実を結んで安定した収入が得られるようになるまで、生活保護を利用できます。

夜間宿所利用は、1ヶ月以上継続してするものではありません。まず、生活保護によって安定した居室を確保し、継続して働ける仕事を探しましょう。

労働行政は、「日雇い」を認めています。福祉行政は、「日雇い」では継続性が確保できず、いつまでも生活の安定が図れないと否定的です。

毎年この時期に、夜間宿所の列が伸びるのを、「当然」と考えるのではなく、「異常」であると考えなければなりません。

若いが高齢かという年齢による区別も、病気であるか元気であるかという区別も関係ありません。一定の収入を安定して確保できるかどうかは基準です。

大阪市は、不動産屋などが、街頭や公園、センター周辺などで声かけをして生活保護へ誘導するのは、敷金の不当請求や給食の強要などにつながり、不都合であるとして規制する方針を打ち出しました。

今後、不動産屋等の声かけは減少するものと思われ

ます。声かけを切っ掛けとして、生活保護活用にふんぎる、というパターンは減少すると想像されます。

大阪市の発表した数字によると、昨年4月から今年の3月までに、安定した住居のない要保護者に対する敷金扶助件数は、6001件でした。その内、市更相分が2342件（月平均195件）、市更相を除く24区分が3659件（月平均305件）です。

市更相分より24区分の方が多くことが注目されます。役所の中には、市更相の混雑を避けて、不動産屋等が24区に申請を割り振った結果、という見方をする人もいるようです。

お役人は、生活保護を多く受け付けたからいつて月給が上がるわけではありません。しかし、不動産屋等は、一人生保申請に誘導すれば幾らという具体的な収入の増がありません。役人は、窓口から動きませんが、不動産屋等は街中を動いて働きかけます。生活保護申請を薦めるのに、どちらが熱心かは、考えるまでもなく判断できると思います。

6001件の内、何件が本人の決断によるものか、何件が不動産屋等の誘導によるものか、何件が巡回相談員の働きかけによるものかは、発表されていませんが、不動産屋等の誘導の割合は結構高かったと想像されます。

役所は、不動産屋等の誘導に変わる、行政による生保申請窓口への誘導策を打ち出していません。結果として、生保申請の減少、再び市内野宿の増大となるのでは・・・と。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも（永住権を持つ外国人を含む）活用することが出来ます。

65歳以上でなければ、あるいは病気でなければ受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。

「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

20歳から50歳代前半くらいまでの人は、自立支援センターを活用する道もあります。寝場所・食事を提供し、就職活動を支援する施設です。入所希望者は、大阪市立更生相談所（市更相）で相談を。

不動産屋さん紹介の欄は廃止します。

※ 居所（アパート・マンション）を確保できていない人については、生活保護申請後の手続きの期間（通常2週間）、生活保護施設で待機することになりました。

※ アパート・マンションの探し方については、各施設の職員が手伝ってくれることになりました。したがって、夜間学校ニュースで不動産屋を紹介する必要がなくなりましたので、不動産屋さん紹介の欄は廃止します。

※ 生活保護申請後に、一時宿泊提供を受け、各施設職員の助言を参考に、住居を探してください。